

「第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画」の骨子案

第 1 章 計画の概要

本市は、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（令和 7 年まで延長）に基づく計画を一体化した計画「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が今年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題の分析・整理を行い、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度までの 5 年間の計画期間とする計画を策定します。

1 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

この計画は、本市における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

- ・ 第 2 次香取市総合計画
- ・ 第 2 次香取市地域福祉計画
- ・ 香取市第 3 次障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画
- ・ 香取市健康増進計画（健康かとり 21）
- ・ 香取市男女共同参画計画

2 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議の審議や平成 30 年 11 月に実施した子ども・子育てに関する状況や意向等のニーズ調査（子育て支援に関するアンケート調査）の結果を踏まえ、策定します。

3 計画の期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

1 人口及び世帯数等の推移（人口、出生数、教育・保育施設の利用状況等）

2 ニーズ調査結果

第3章 計画の基本理念 【資料6にて検討】

本市の第1期計画における基本理念は、次のとおり定めています。

輝く笑顔！地域で支える子育てのまち

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、各事業の量の見込みおよび確保方策を設定します。

（1）教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

【事業の内容】

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ①時間外保育事業 | ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| ③子育て短期支援事業 | ④地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑥病児保育事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |
| ⑧利用者支援事業 | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑩養育支援訪問事業 | ⑪妊産婦健診事業 |
| ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

本市は、市内の保育所（園）と幼稚園がこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

(4) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

(5) 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(6) 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携等に取り組めます。

3 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を行います。

(1) 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

- ①教育・保育及び子育て支援の充実
- ②教育・保育施設の整備
- ③教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備
- ④情報提供・相談体制の整備
- ⑤親子のふれあいの場の整備

(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

- ①母子保健の充実
- ②小児医療の充実
- ③食育の充実

(3) 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする子どもやその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- ① 経済的支援・自立支援
- ②障がい児に対する支援
- ③児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実
- ④子どもの貧困対策の推進

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「香取市子ども・子育て会議」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「香取市子ども・子育て会議」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、市ホームページにより市民に公開し周知を図ります。